



Title	ジョヴァンニ・ドミニチの『家政の指針』における「家」と教会
Author(s)	米山, 喜晟
Citation	大阪外国語大学学報. 1983, 61, p. 79-103
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80942
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ジョヴァンニ・ドミニチの『家政の指針』 における「家」と教会

米 山 喜 晟

La famiglia e la chiesa nella “Regola del governo di cura familiare”

Y. Yoneyama

Cap. I Gli scopi di questo saggio. I. Conoscere concretamente i consigli e i suggerimenti dati dall'autore per governare e dirigere la famiglia. II. Mettere in chiaro le relazioni fra la famiglia e la chiesa che l'autore voleva realizzare e la società desiderata dall'autore. La vita abbreviata dell'autore e la situazione che fece nascere il libro.

Cap. II La struttura e il contenuto riassunto del libro.

Cap. III I consigli e i suggerimenti per governare e dirigere la famiglia (raccolti in 76 articoli).

Cap. IV L'immagine totale del mondo del libro si basa sulla filosofia scolastica e tomistica e malgrado della coscienza chiara e acuta della crisi della chiesa e della società in generale, l'autore crede sempre nei valori tradizionali, e non dubita mai la possibilità di riordinare e correggere la chiesa e la società coi mezzi morali. Ma l'autore non crede nei religiosi di quest'età e critica severamente la realtà della chiesa del tempo. Al contrario egli ha fiducia nella fede praticata nella famiglia. Egli suggerisce di essere prudente e riflettere prima di offrire persone (per esempio come monaci) o beni temporali (per esempio come elemosine) alla chiesa, ma nello stesso tempo egli proibisce ai volgari di criticare la chiesa e ordina di rispettare le cerimonie praticate dai religiosi (anche se malvagi e corrotti). Così si può riconoscere la tendenza di delimitare i limiti fra la famiglia e la chiesa e di semplificare le relazioni fra le due parti. Anche quanto ai costumi e abitudini quotidiani egli rispetta soprattutto il privilegio e l'autorità del padre nella famiglia. Quanto alle relazioni fra i padri e i figli, l'autore onora e rispetta assolutamente il privilegio e l'autorità dei padri, e secondo lui anche il diritto di tenere il bene privato è proibito ai figli, e i figli devono obbedire ai padri in tutto. Anche le mogli devono obbedire ai mariti eccetto alcuni casi

particolari (come i mariti infedeli). Così messa in ordine, tutta la famiglia deve vivere come in un monastero. L'autore ritrovò la speranza nella famiglia idealmente riordinata. Si può dire che l'autore abbia posto troppa speranza sulla famiglia, ma i tentativi di riconciliare fra la famiglia e la chiesa sono veramente opportuni e adatti in questa età della rifeudalizzazione della società e riordinamento della famiglia.

1. はじめに一本論の課題と作者の略歴

L. B. アルベルティは、その著書『家族について』の第Ⅲ部で、1380年ごろ、当時のフィレンツェ屈指の名門アルベルティ家の主だった人々がメッセル・ニコライオ・アルベルティの家に集まっている席に、「白髪で」「ひげをふさふさとのばした」老神父が現われ、神が人間に与えた贈り物について語り、聞き手に深い感銘を与えたという逸話を記している¹⁾。この老神父に当る人物が実在していたかどうかについては明らかではないようだが、このように市民の「家」に親しく出入りし、彼らの信頼と帰依の対象となった聖職者たちが実在していたことは、当時の記録から見て確実である。たとえば『家政の指針 (Regola del governo di cura familiare)²⁾』の作者であるジョヴァンニ・ドミニチ (Giovanni Dominici, 以後 G. D. と略) などは、まさにそうした人々を代表する人物で、15世紀の初頭、やはりアルベルティ家の一員であるアントニオ・アルベルティの妻バルトロメアの求めに応じて、彼女の生き方の指針としてこの書をあらわしたとされている³⁾。なおその当時彼女の夫は、フィレンツェの寡頭制政権に反対するアルベルティ家の一員として、市から追放されており、彼女は一家のそうした苦境を乗り切るために、かねてから帰依していたこの名高いドメニコ派の修道士に指導を求めたのだった。

G. D. は、「若い処女と寡婦の奪い手 (rubatore di giovanetti vergini e vedove)」という尊称 (titolo onorifico)⁴⁾ を奉られている程の説教の名人であったとされている。当時、説教には一定の形式が確立されており、そのために必要な文献は一応あらゆる修道院の図書館で入手できるようになっていて、ある程度の素養さえあれば、誰でも最低限度の義務は果せるようになっていたらしい⁵⁾。しかしそれだけにかえて競争ははげしく、『神曲』にも漫談まがいの説教が行われていると記されている⁶⁾ ように、説教師たちは当然様々な工夫をこらして、市民たちの注目をひこうとしたもののようである。やはりそのためには、新しさが何よりもものを言った筈で、前述の L. B. アルベルティも、「メッセル・ベネデットもメッセル・ニコライオも、そうしたことは聞いたことがなかったと白状した」⁷⁾ という一文を、老神父が行った講話に関して記しているが、海千山千の商人たちにこうみとめさせていることは、最高の讃辞の一種と見なして差支えないであろう。G. D. は先にも見た通り、こうした説教師の競争において抜群の人気を博していたが、その秘訣は、単にすぐれた人格者だったというだけではなく、面白い内容の話を述べたためだと思われる。アルベルティの描いた老神父の場合は、内容の新しさが聴き手を把えたのだが、

G. D. の場合は、市民生活を鋭く観察して、新しい事例をこまやかに取り入れた点が、その魅力の源の1つとなっていたものと推測される。そのような推測を行う根拠は、先ず後で見るように、『家政の指針』中にいくつかの世相に関する観察が記されていることである。さらに第二の根拠は、ジョヴァンニ・モレッリがその著書『記録』の中で、G. D. その人が語ったという14の狂気について記すことを約束している⁸⁹（残念ながらモレッリはその約束を果たさなかった）ことである。このことは、G. D. の説教がどんなに強い感銘を与えたかを示す証拠といえるだろう。7つの大罪などについて記すことは、決して新しい試みではないが、14という狂気の数を検討すると、その観察が余程仔細に行われていたと考えて差支えあるまい。またそれ故にこそパルトロメアも彼に助言を期待し、彼もその要望に答えたのだろう。

中世末期イタリアの教会と社会との関係を考える時、やはりボッカチオらが描いた腐敗し墮落した聖職者の姿を無視することはできないだろう。だがその反面、聖者伝等を通して古来延々と積み重ねられ、当時もお追加されていた理想化された聖職者像の存在をも忘れてはならない。ノヴェッラの破戒者たちは、そうした理想像の存在のおかげで、一そうその墮落ぶりが目立ち、興味をひいた可能性がある。そういえば、『デカメロン』にも、明らかに聖者伝のパロディーと見なしうる作品がある⁹⁰。ノヴェッラの作者たちは、聖職者たちを最初から全くの無頼漢だと観念していたら、あれ程しつこく彼らを罵倒したり嘲笑したりはしなかった筈で、あの聖職者攻撃の情熱やしつこさは、民衆の教会に対する期待の裏面だと見なすことが可能である。

ノヴェッラの多くに描かれているように、中世末期イタリアの聖職者たちは、こうした民衆の期待をしばしば裏切った。それにもかかわらず、聖職者たちに寄せられた民衆の信頼感が決定的に崩壊したとは思われない。それどころか、その後イタリア社会に対して聖職者たちが発揮し続けた指導力を考慮すると、教会は民衆の心の深部を支配し続けたと見なすべきであろう。その原因は、やはりこの時代に優秀な人材が教会に集まり、当時における最大の知識人集団を形成して、将来への展望を描くと共に、それを宣伝して社会のコンセンサスとなしえたためではないかと思われる。たしかに当時聖職者たちは失点も大きかったが、結局それを補うだけの得点を上げていたのではないだろうか。

それではルネサンス期の当初、聖職者階級はどのようにして市民を指導し、いかなる方向へ社会を導こうとしていたのだろうか。こうした疑問に対して、G. D. の作品は、ある程度正面から答えてくれそうに思われる。そこで私は本論において、イ）G. D. はこの作品中、社会の重要な構成単位である「家」に対してどんな指針を示しているか、を具体的に把握すると共に、ロ）その特性とそれによっていかなる社会が指向されているかを明らかにしてみたいと考える。勿論これは1つの例にすぎず、それとは異った考え方が無数にあったことは否定しないが、作者の影響力の重要さや本論の分析によって明らかとなる先見性によって、この時代の教会と社会との関係を知るための資料として重要なものだと考える。

ここで作品そのものを論じる前に、作者の略歴とその生涯の問題点を簡単に眺めておくと¹⁰⁰、

G. D. は1356年フィレンツェで、フィレンツェの絹物商人の父と、ヴェネツィア出身の母との間に生れた。2人の兄は彼の出生時すでになく、父もその誕生前に死亡しており、母の手で育てられた。すでに早くから修道院入りを希望していたが、14才の時商業の修業のためのヴェネツィアへ行く。だが2年後帰国して16才でサンタ・マリーア・ノヴェッラ修道院（ドメニコ派）に入門。1376-7年にピサの神学校に学び、1383年、サンタ・マリーア・ノヴェッラの副院長、その2年後には院長（priore）となり、1387年までその地位にあった。1388年4月、ドメニコ派総長 Raimondo da Capua から同派総長代理兼サンティ・ジョヴァンニ・エ・パーゴロ修道院の神学校長（lettore）としてヴェネツィアに派遣され、同地の改革運動を指導、同派の修道院指導者の更迭等を断行、更にキオッジャ地区の修道院設立に尽力し、1394年6月には総長から全権を委任されて新修道院を開設したが、そこに収容された尼僧の中に母親もまじっていた。1399年10月、G. D. の庇護者だった総長ライモンドが死去、翌月法王から全イタリアの同派改革派系修道院の総長代理の権限を与えられたが、たまたまこの年「白衣の行進」とよばれる悔悛運動が流行し、これを危険視したヴェネツィア市の10人委からその扇動者として5年間の追放を命じられた¹⁴⁾。こうして活動の拠点を失った彼は、法王から総長代理の地位も解任されて、一介の修道士にもどってフィレンツェのサンタ・マリーア・ノヴェッラに帰任。しかし1400年の末から1401年の初頭にフィレンツェのドゥオモ（司教座聖堂）で説教しているので、市民の信望が厚かったことが分る。

G. D. は要職を解かれたこの機会に、かねてから念願の聖地巡礼を実現¹⁵⁾ (1401)し、またマルケやローマニアの各地をも巡歴。1403年以降フィレンツェ大学（Studio Fiorentino）の聖書担当講師を依頼され、サルターティら市の人文主義者とのかかわりが生じた。また1405年ごろにより市の委任を受けて大使となり、ローマに赴いて、当時ローマとアヴィニオンとに分裂していた法王庁の統一運動に加わった。またその前後に G. D. は、フィエーゾレに聖ドメニコ修道院を設立すると共に、『夜の螢（Lucula Noctis）』という書物で人文主義の古典教育をきびしく批判、サルターティらの反論を招いた。

1406年11月、ローマで法王イノケンティウス七世が死去。フィレンツェ市は、G. D. を市の大使としてローマに派遣、1378年以来の教会分裂を終結せしめるために工作。またそのための教会会議をフィレンツェで開催するよう運動をすすめた。ローマ枢機卿会議ではグレゴリオ十二世が新法王に選出されたが、教会統一のための会議の場はサヴォーナ市に決定され、多分フィレンツェ招へいの失敗のために、G. D. は市の大使の役目を解任された。ところがかつてヴェネツィア枢機卿で G. D. の能力を知っていた新法王は、そのまま彼をローマに引きとめ、1407年7月付けでラゲザ大司教に任命、さらに翌1408年4月には他の3人と共に枢機卿に任命。G. D. はフィレンツェ市とたもとを分かち、法王の助言者として彼と行動を共にすることになる。そのためにフィレンツェ市民の敵意を買い、市民たちは彼を「貪欲と偽善」を理由に攻撃した¹⁶⁾。さらにフィレンツェの治下にあるピサで開かれた一部の教会人の会議で3人目の法王が選ばれたため、ローマ側についたG. D. とフィレンツェ市民との対立は決定的なものとなった。だが G. D. は初志

を貫徹して、法王庁の統一に尽力、1414年11月にコンスタンツァで開催された宗教会議にグレゴリオ十二世の代理として出席、その合法性をみとめ、さらに3人の法王の退位と新法王選出のために協力、かくして1417年11月に新法王マルティヌス五世が誕生して教会は統一された。新法王はG. D. をボヘミアに派遣し、異端のフス派対策を講じさせたが、その抵抗は強力で、きびしい弾圧を加えることになり、その心労のため、1419年6月10日にブダで死去した。その生涯は、イ) ドメニコ派の修道院の改革運動、ロ) 分裂教会の統一という2つの主要なテーマからなり立っているといえそうである。なおイ) においては、ライモンド総長、ロ) にはグレゴリオ十二世という強力な庇護者の下で活動したという点では、彼の行動パターンは一貫しており、また改革運動とはいっても、墮落した修道院を本来の姿に戻そうとする復古的性格の強いものである以上、教会統一運動と共通の面がないわけではなさそうであり、フィレンツェ市民の非難は当たらないように思われる。時代の状況ゆえに改革運動家として出発しているが、本来教会の体制内で有力な地位につく筈の人物だったと見るべきで、フィレンツェ市民の一部は見当違いな期待を寄せていたように思われる。だから近年ますますその意味が重視されている、彼の人文主義的古典教育の批判¹⁴⁾も、きわめてその人となりにふさわしいものだと見なしうるだろう。ところで、G. D. がこのように体制内で成功し、また改革運動を通していくつかの修道院の建設や再建を行い、教会統一運動において初志を実現しえたという事実は、単に彼の実践家としての手腕や力量を示しているだけではなく、むしろそれ以上に、彼の判断や目標が（少なくとも教会の内部では）同時代人の同意を獲得できた結果だと見なしうるだろう。こうした同時代の最大公約数的人物の著述に、時代をこえた思想やヴィジョンを求めても空しいかも知れないが、それだけに一そう、当時の共通感覚を知ろうとする場合には、その著書は貴重な資料となると考えうるものではないだろうか。

2. 作品の概要

彼の著書『家政の指針』の原題は、直訳すると「家庭的配慮を管理するための指針」というものだが、内容は家庭の主婦がいかにすれば家族の世話をしつつ救済を得られるか、について論じたもので、その題名よりもずっと深く魂の救済にこだわり、宗教的性格の強い作品である。その中から「家」に関する意見のみを取り上げても、きわめて不十分な紹介になるおそれがあるので、先ず全体の構成と大意を示すことにする。

本作品は序文と4つの部分から成っている。

序文 (pp. 1-5) で、「子としての恐れ (timore filiale)¹⁵⁾」にとりつかれたバルトロメーア（以下B. と略）から、Ⅰ魂、Ⅱ肉体、Ⅲ財産、Ⅳ子供をどう扱うべきかを問われた G. D. は、その求めに応じることにためらいを感じる理由として、(1)自分の無知、(2)彼女が助言など要せぬほど十分有徳であること、(3)読む相手が変わると効果が違い、却って有害になりかねないこと、(4)B. の天職に関してどう助言すべきか確信がないことの4つをあげるが、結局その求めに応じる。

第Ⅰ部 (pp. 6-34) は魂を扱う。G. D. は魂に対して、(1)「待て (aspetta)」、(2)「吟味せよ

(esamina) 」, (3)「受け入れよ (ricevi) 」(4)「用いよ (adopera) 」という4つの勧告を行う¹⁶⁾。

(1)「待て」とは救済を待ての意で、魂には本来天に飛翔しうる可能性があるとして、4種類の飛翔の仕方を教える。(2)「吟味せよ」とは神から送られたものを、受け入れる前に吟味せよの意で、そのために用いる4種類の秤りについて説明。その際アレゴリー的な解説を用いる。(3)「受け入れよ」について、i その際単純かつ絶対的に受け入れよ、ii それには苦しみが伴う、iii その苦しみが汝を完成させるとして、苦悩の重要性を説く。(4)「用いよ」に関して、地獄、煉獄などで扱われている商品について述べ、現世には救済の保証は皆無であることを強調、現世では平和は許されず、生涯苦闘すべきだと教える。

第Ⅱ部 (pp. 35-82) は、肉体をどう扱うべきかを論じる。G. D. は、肉体は自然にもとづいて(1)神、(2)両親、(3)子に対し、神意にもとづいて(4)魂に対し、法にもとづいて(5)隣人に対し、汝自身の意志にもとづいて(6)夫と(7)聖職者に対し義務を負っているとし、その各々に対して果たすべき義務を示す。

(1)G. D. は先ず神に対して、身体全部を捧げよとすすめ、さらに、i 目、ii 耳、iii 鼻、iv 味覚、v 舌、vi 手の各々を、いかに神のために働かせるべきかを説く。油断なく仕え、身体を動かすべきことが説かれ、労働が重視されている。

(2)両親、(3)子供に対する義務は次章で論じる。(4)の魂に対して、G. D. は、肉体はその i 召使、ii 訓練者、iii 伴侶であれとする。i の召使としてA. 服従、B. 奉仕、C. 保護の義務があるとする。ここでもアレゴリー的な表現を用いて、召使が主人に用意すべき衣服や食物について解説。また魂が天に昇りたがる時にはすぐ解放せよと命じ、昇天の仕方に4種類あることを示しその各々(ただし4番目は除く)を解説。ii の訓練者としての肉体に関しては、無理を避け生命が十分維持できるような仕方で訓練せよとしており、また適当な審判を求めることを勧める。また iii の伴侶に関して、魂と肉体とは愛し合うべきだと命じる。

(5)の肉体の隣人への義務に関して、作者は社会を1個の身体のごときものと見なす社会観を説く。さらに、婦人に対する教えから逸脱して、家族、修道院、教区、都市などの長の心得を論じ、自らが模範を示せと説く。続いて、i 目、ii 耳、iii 鼻、iv 舌、v 首、vi 胸、vii 肩、viii 手と腕、ix 肢と足とが隣人にどう尽すべきかを論じる。

(6)の妻の夫に対する義務に関しては次章で詳述するが、妻が夫から解放される3つの場合を示し、それに付随して生じる4つの問題に答える。(7)の聖職者については特に1項を設けてはいないが、寡婦について論じた箇所では聖職者の堕落をなげき、修道院入りの前に慎重であるべきことを力説する。また寡婦と処女のいずれかが神に仕えるのに適しているかを論じ、4つの理由を挙げて、寡婦の方が適していると断定する。

第Ⅲ部 (pp. 83-100) は世俗の財産 (ben temporale) をどう扱うべきかを論じ、次章でも論じるが、G. D. は先ず法律に従って妥当な額を子供に与えよ、とする。その残りは神に捧げるべきだとし、3つの方法を示す。さらに G. D. は現実の社会において世俗的財産を分配すべき相手を

(1)主人 (signori), (2)家族 (famiglia), (3)他人 (forestieri) に3分。(1)に関しては10分の1税の支払い方, (2)に関しては男子および女子へのお金の与え方等を示し, 中庸の態度を取れと勧告する。また聖職者たちをも(2)に含めて論じ, 安易な援助によって彼らを墮落させるな, と説く。聖職者の墮落を告発する反面で, 彼らを批判するなと命じる。(3)に関しては, i 貧民への施し, ii 教会や病院への寄進の仕方を論じる。昔の人の質素な生活をたたえるが, その一方財産の処分は賢明に行うべきだと分別の必要をも説く。

第Ⅳ部 (pp. 101-147) では子供をどう育てるべきかについて論じる。ここで G. D. は子供を(1)神, (2)父と汝(母), (3)彼ら自身, (4)国家, (5)運命の各々に対してどう育てるべきかを個別に論じている。ただし(1)が基本で, 以上はそれに従属すべきものとする。

(1)の神に対する子育てを行うために, G. D. は5つの方針を指示, i は家に宗教画を描かせ, 芸術を通して子に信仰に親しませよとするもの。それに関して, 読み書きの教育の必要性を説くが, 近年の教育を非難して古典文学による異教的教育の害を強調する。ii は服装を質素にせよ, とするもの。それに関連して G. D. は親はA. 出生, B. 洗礼, C. 習慣づけという仕方です子供を3度生むと述べ, 習慣の重要性を説く。iii は良き友と交際させよ, とするもの。iv は, 子供の遊びに注意して善導せよ, という忠告。v は子供のことばに注意せよ, とするものである。

(2)両親が子供を完全に支配する (governare) ためには, 父母を尊敬させるべきだとし, そのため子が親に話しかける際に3つの敬意(次章)を示させよと命じる。しかし職業人の義務や倫理は両親への義務に優先するとする。また子に自分の財産を持たせることを禁止する。

(3)の彼ら自身に対してどう育てるべきかに関して, G. D. は人間が自分自身のものとなることを妨げる4つの隷属があるとして, それから解放されるように育てよとする。4つの隷属とは, i 世俗の富や繁栄への執着, ii 運命の変化, iii 個人的, 世俗的負債(それはA. 悪魔に対するもの[罪], B. 自然的恐怖 [vendetta の恐れなど], C. 世俗の負債[借金]に3分される), iv 結婚のことだとされている。G. D. はそれらの束縛から自由となるための方針を示す。

(4)の国家に対して, 子供, 特に男子は, そのメンバーであり, i 統治者 rettori, ii 防ぎ手 difensori (それはさらに, A. 兵士, B. 弁護士, C. 祈り手の3つに分れる), iii 働き手 operatori の3種の役割のいずれかに参加するとして, i の育て方, ii に関する注意事項を述べ, iii に関しては, 職業選択において取るべき方針(次章)を示す。

(5)の運命に対する育て方として, i 富裕→貧困, ii 自由→隷属, iii 健康→病気の3種の変化にそなえるべきだとし, そのために幼時から行うべき育て方を示す。最後に iii の病気に関連して, 日頃から秘蹟を受けることに慣れさせよとし, 死に際して救済をもたらすのは, A. 神と福音, B. 十字架の旗印, C. 聖母マリア, D. 諸聖人だとして, 日頃からこれらの救い手に念じて, 永遠の栄光に導かれるように育てよと説いている。

以上が本作品の概要であるが, 先ず魂, 肉体, 財産, 子供の4大主題のため4部を設け, それぞれの大主題に関して, 数個の中主題を設定し, さらにその各々に数個の小主題を設定し, こう

して枝分れさせた問題を順次論じていくという叙述方法は、『神曲』などとも共通するまさしくスコラ的なものである。ただし構成はかなり恣意的で、同じ主題が反復して扱われ、また異質な記述が混在している。

3. G. D. は「家」に対していかなる指針を示しているか

本章では、G. D. が「家」に対して行った勧告や、またその背景をなす彼の社会観を知るのに役立つと思われる意見を、なるべく網羅的に把握できるように列挙してみる。

1. 序文で G. D. が挙げている、B. の依頼に応じるのをためらう理由の(4)は、相手に修道院入りをすすめる確信が持てないという意味であろう。その後で彼は、神に仕える道はいろいろあるとし、「私は精神的な子を求めたがる連中を憎む」¹⁷⁾とさえ述べる。「若い処女と寡婦の奪い手」という尊称にもかかわらず、G. D. がB. の修道院入りに消極的だと判断して差支えなさそうである¹⁸⁾。

2. 第Ⅰ部の(3)「受け入れよ」の ii と iii に関して、救済のためには、苦しみがいかに重要であるかが強調されている¹⁹⁾。

3. 第Ⅰ部(4)「用いよ」の iii でも、現世では救済の保証はなく、平和は与えられぬと説き、生涯の苦闘を要求する²⁰⁾。

4. 第Ⅱ部(1)で、身体各部分をいかして神に奉仕させるかが説かれているが、その一般的傾向として、イ. 禁欲的で質素な生活、ロ. 異端や新奇な物や誘惑への抵抗、ハ. 労働と祈りの実践などが要求され、またニ. 断食等教会の定める義務の実行が求められ、素朴で敬虔な生活を送ることがすすめられる²¹⁾。

5. 同前(1)の v の舌に関する項で、G. D. は告解に関して具体的な指示、原則として週1回、ただし特別の必要がなければ月1回でも十分だとし、自分の舌で述べることを余計なことは述べるなど命じる。さらに告解師とのつき合い方でも注意を与え、告解師には親しくならず、常により無愛想 (salvatica) であれとすすめ、彼のために祈れ、もし貧しくて必要ならば援助を与えても良いが、さもないと贈り物は決してするなどと忠告する。また彼と馴れすぎぬよう時々代えるのが悪くないとして、「あなたのことは心配なくとも、彼のために心配せよ」²²⁾とさえ記している。G. D. は告解師の自律性にあまり信頼をよせていない²³⁾。

6. 同前(1)の vi 手に関する項目で、G. D. は、無償で与えられた相続財産は、その相続人に対して、永代供養の契約のもとついで寄進された財産が教会に対して持つ以上の義務を課しているとして、相続人は先祖のために祈るべきだと説く。中世よりルネサンス期にかけて多数造営された家族の礼拝堂の心理的根拠の一部を説明してくれる一節である²⁴⁾。

7. 同じ手に関する箇所では、妻は夫に服従すべきこと、賢明な女に暇がないことを説く²⁵⁾。

8. 第Ⅱ部(1)の神に対する肉体各部分の義務をまとめとして、一方では緊張せよとすすめながら、6時間以内しか眠っていなければ、「肉体と戦わずに敗北して（中略）夜明けまで眠れ²⁶⁾」

と十分な睡眠をすすめている²⁷⁾。

9. 第Ⅱ部の(2)、肉体の両親に対する義務について、肉体はその一部を両親から得ている以上、両親に恩返しすべきだとする。

10. 同前、ただし12才をすぎたら、両親よりも神を優先すべきである。もしも汝の両親が貧困、老令、病気などの時は、これを見棄てて修道院入りすることは許されない。もしそうでなければ、「戸口にいる、その身重の身体をふみこえて²⁹⁾」でも神に仕えよと命じる³⁰⁾。

11. 第Ⅱ部(3)肉体の子に対する義務として、子が幼くしてまた親を必要とする場合には、修道院入りすることも、実家に戻ることも許されない、とする³¹⁾。

12. 同前のつづき、子が不良で矯正の見込みがなければこれを見すてることができる。そんな子に関わって時間を空費するなという³²⁾。

13. 第Ⅱ部(4)の肉体の魂に対する義務に関して、肉体は魂の訓練者だと規定、両者を戦わせよとするが、その反面「必要なだけ飲み食いせよ³³⁾」とし、また十分睡眠や暖を取り、できるだけ寿命を保つようにすすめ、また適当な審判を選ぶことを勧告³⁴⁾。

14. 第Ⅱ部(5)の肉体の隣人に対する義務に関して、社会を1個の神秘的な人体と見なす社会観を示すと共に、「この神秘的な肉体の中で、何が汝の務めであり、神がどこに汝をおいているかを慎重に検討せよ」³⁵⁾とすすめて、分相応に生きるべきことをすすめる³⁶⁾。

15. 同じ箇所、婦人への忠告を離れ、家族、修道院、市民団体 (popolo)、都市などの長は自ら範を示せと述べる³⁷⁾。

16. 第Ⅱ部(6)の肉体の夫に対する義務に関して、女性には、A. 修道院入りして神に仕えることに専念するか、B. 結婚して夫に仕えるかの2つの生き方があるとする。後者の場合、女性は自分の肉体に対して権限を有しておらず、隷属状態にある。その状態から解放されることができるのは、a. 夫の同意を得た場合、b. 夫の裏切りにあった場合、c. 夫が死んだ場合の3つだとする³⁸⁾。

17. 上述の規定から、G. D. は4つの設問、i 夫は妻の肉体に対してどれ程の権限があるか、ii 夫から許可された時、どんな生活を送るべきか、iii 夫が汝(妻)を裏切った時どうすべきか、iv 寡婦はどう生きるべきか、が生じるとして、それに答えようと約束する³⁹⁾。

18. 前項の設問 i に対して、夫の支配権は婚姻行為にあるとするが、それに関しては「羞恥と恐怖 (vergogna e paura) を持って記し、余り記さない⁴⁰⁾」として、ほとんど触れない⁴¹⁾。

19. しかしそれに続いて、夫と妻の関係は、「彼を主人となし、汝はそれに仕えるべし⁴²⁾」という原則を示し、「夫の望む所以外では眠ってはならず、彼の希望がないのに夫のいるベッド以外の所で目覚めてはならない⁴³⁾」と規定。まして外泊は許されず、その許可なしで巡礼することも許されない。逆に夫の場合、妻の家来ではないが、その了解なしで長旅をしたり、妻のいないよそで住むことは許されない。もっとも夫の場合には、聖地回復やカトリック信仰のために出かける場合や、または必要あって (per bisogno)、1～2週間妻の許から離れることは許される。そ

の場合はたとえ妻の同意がなくとも、「汝は夫の支配下にある⁴⁴⁾」と宣言して出発する権利を神からえられる筈だとし、また女性の方が節制の力が強いので、男女の不公平は妥当だとされる。それ故肉欲に負けて獣のようになり、婚姻の秘蹟を裏切るなど説いている⁴⁵⁾。

20. (以下同所の続き)また衣食から施しや祈りにいたるあらゆる行為において夫の意向を優先すべきである。夫の意に反して華美な衣裳や装飾を用いるのは重罪だとする⁴⁶⁾。

21. もし夫が高利貸、賭博、盗みなどといった不正行為で収入を得ていたり、夫の収入が不足している場合には、妻は自分の子の手でかせぐか、施しを求めるか、親戚にたよることが許される。それらができなければ免罪を受ける必要がある⁴⁷⁾。

22. 断食日に肉や卵を食卓に出してはならない。しかし夫が共に食べるよう強制した場合、できるだけ抵抗すべきだが、しかし余り争うな。さもないと醜聞が生じる。抗議しながら命令通り食べよ、しかし自分の意志ではなく食べ、食欲をおさえよと説く⁴⁸⁾。

23. 外出についても夫の意向に従え。実家へ行くのを禁じられたら、必要な折はへり下ってのため。しかしそれでもなお禁じられたら夫に従え。夫が汝に平日に教会へ行くことを禁じたら、夫の意に従え。家でも祈りはできる。ただし日曜をはじめ教会の命じた祭日には、たとえいかに夫が禁止しようとも従うな。免罪を受けに行くのも、夫が望まなければ行くな。結婚式、ダンスパーティなど、世俗の集りにもなるべく行くな、等々を勧告⁴⁹⁾。

24. 妻の収入は夫のものだ。夫の望み通りに働け。信頼される主婦 (*fidata massaia*) として、家庭の幸福と儉約のための最大限努力せよ。しかし不正なかせぎや、祭日に働くことを命じられたら従うな。夫より神を敬え⁵⁰⁾。

25. できるだけ施しを行え。貧民にはその必要物を受け取る権利がある。汝に持参金以外の個人財産があれば、その一部分およびそこから生じる収入を施してやるべきだ⁵¹⁾。

26. 夫が不信心者や異端者で、汝をも同じ誤りに引きこもうとしたら、それを信じず、もし身を守れそうにもなければ逃げよ、と命令⁵²⁾。

27. 夫がカトリック信者の場合、家庭の必要や汝の健康のため、長い勤行や祈りなどを禁じたら夫に従え。祈りの文句は働きながら唱えよ。夫に損害を与えなければ夫は禁止しえない⁵³⁾。

28. 第Ⅱ部(6)の設問iiで、夫から許可が得られた場合の妻の心構えが問われ、G. D. は修道院入りするか、夫と暮していても寡婦のごとく暮らせと勧告。もし夫と同居するのなら、「欲望の火がわらにつかぬよう⁵⁴⁾」、寝室を別にし、夫の目の前では衣服を脱いだり着たりせず、共に寝室に入らず、夜は夫に会わず、妻が1人で眠らないようにせよ等々、こまごまとした指示を与えて禁欲を実行させようとしている⁵⁵⁾。

29. 第Ⅱ部(6)に関する設問 iii 夫が妻を裏切った時、妻はどうすべきかに答える前に、G. D. は「長い道のりを経て、私はやっと主要な点にとどいつた⁵⁶⁾」という感想をもらしている。だから、この問題が G. D. の執筆動機の1つであると見なしうるだろう。それは、バルトロメーアがそうした問題を抱えていた可能性をも推測させるが、それ以上のことは不明⁵⁷⁾。

30. 前項の場合、G. D. は「主は汝を放免し、自由にする⁵⁸⁾」と規定。ただし「はっきり証拠にもとづく明白な事実によってのみ判断すべし⁵⁹⁾」と証拠の必要となえる。その場合、A. 夫のもとにとどまるか、B. 別れるかのいずれかに1つだが、憎悪や復讐心から離婚（この場合のみ *divorzio* の語を用いる）に走ってはならない。良き意志にもとづき、夫の性格を考慮して判断すべきだとし、3つの選択肢を示す。すなわち a. 汝に棄てられた夫が貞潔（*castità*）を守りうる場合には、汝は自分の意志を通して別居（*separazione*）すれば良い。そうすれば、2人は立派に神に仕えることができる。b. それが無理で、しかも汝がついていけば、彼は罪を犯さぬと判断した場合には、彼の許に戻って一しょに暮らすべきだ。ただしその時は持参金の契約を書き直すことができるので、その機会に自由にできるようになった財産で施しを行え。c. 夫の態度が改まらない場合には、自由を行使し、夫の許に戻るな。戻ったら重大な罪が生じる恐れがある。d. ただし、後に生じることもよく考慮すべきである。先ず自分自身節制を守りうるかどうか。もしできなければ、罪を犯さぬため、悪い夫の許にとどまって最大限に有徳に生きるべきだとする。また悪い評判が立ったり、親戚間に憎しみが生じたり、夫の罪がふえたりせぬように配慮せよとも忠告している。カトリックの一夫一婦制の厳守という問題が、問題の解決を非常に複雑で困難にしていることが理解しうる⁶⁰⁾。

31. 第Ⅱ部(6)の設問 iv 寡婦はどう生きるべきかに関して、G. D. は信心のあまり子供たちに与えるべき財産を侵害するなと警告⁶¹⁾。

32. 同じ寡婦に対する忠告の中で、当時の修道院の墮落ぶりにきびしい批判が述べられている。「壁やとじた扉が外部にいる人々に多くの傷を隠している。汝は軽率にとびこんだり、すぐに信用したりしてはならず(後略)⁶²⁾」と述べ、また教団内部における派閥争いの激しさを非難し、「ドメニコとフランチェスコは人々を神に導いた。今彼らの私生児たちは人々を己れの許に導き(後略)⁶³⁾」と、自分の属する教団をも含めて遠慮なしに批判、放浪の説教師らも信用できないとする⁶⁴⁾。

33. G. D. は額に汗してパンを食べることを「人間性の第1法則⁶⁵⁾」だとし、「謙虚で勤勉な家庭の主婦であり、羞恥心に充ちた自らの手を用いる働き手であり(中略)神の祈り手⁶⁶⁾」であった聖母マリアを理想的な女性だとしている⁶⁷⁾。

34. 第Ⅲ部では、世俗の財産（*ben temporali*）をどう扱うかが論じられ、先ず法律にもとづき正当な額の遺産を子に与えよと命じる。ここで G. D. は自分の子に遺産を残さず、全財産を教会に寄進しようとした男が、アウグスティヌスによって拒否された例を挙げる。ただし子供が A. 恩知らずや浪費家などの悪人、B. 遺産を必要とせぬ程裕福だったり、C. その相続で真に困っている人の物を取り上げる場合には、遺産を与える必要はない⁶⁸⁾。

35. G. D. は、財産は生前に子供に分配してはならず、遺産として死後に譲れと命じる。それは子を謙虚にし、服従させるためだ⁶⁹⁾。

36. 遺産の余りは神に捧げよとし、3つの方法（略）を示す⁷⁰⁾。

37. 第三部の世俗の財産を分配する相手(1)の主人を, G. D. は必ず分けてやらねばならない貧民や10の1税の集め手だと規定. G. D. は共和国の税金や強制借入金などについては, 何故か全く触れず, ただ教会が徴収する. 10の1税についてのみくわしく論じ, 何故それが教会にとって必要かを説明し, たとえ他人が払わない場合でも, 汝は払えと命じるが, その反面で10の1税とはいっても「習慣に応じて, 10分の1でも, 20分の1でも(中略)100分の1あるいはどんな割合でも⁷¹⁾」かまわぬと金額に関しては弾力的で, しかも「つまらぬ見栄をはらぬように, また汝のためのものを不正に費消する者に与えたり, 容易に売りとばしたり, 質に入れたり, 汚職に用いたりされないように注意せよ⁷²⁾」などと勧告して, 市民の聖職者に対する不信感に理解を示している⁷³⁾.

38. 第三部の(2)の家族に関して, G. D. は先ず女子に持参金を与えよとするが, A. 「できるだけ同等の相手と結婚させて, 親戚を高めようとも低めようともするな⁷⁴⁾」とし, またB. 彼女にふさわしい額の持参金を与えよとする. また親戚に持参金がないため結婚できない娘がいたらその資金を出してやれという⁷⁵⁾.

39. 次に男子の場合, 彼が「市民としてふさわしいまともな生活 (*onesta vita*) をしていたら⁷⁶⁾」, 十分なだけのものを残してやるようにすすめるが, A. 彼が貧乏を望んで相続を望まぬ時, B. ばくち打ちや浪費家の場合には, 遺産を与えるなとする⁷⁷⁾.

40. 家族の生活に関しては, 中庸 (*mezzanità*) を守るべきで, 「彼らの血統 (*sangue*) にどの程度だとふさわしいか⁷⁸⁾」を考えよと命じ, 中庸と習慣とは違うとして, 近ごろの生活が華美に流れていることを実例と共に非難⁷⁹⁾.

41. G. D. は第三部の(2)の家族の一部に聖職者をも含める. 市民に洗礼やミサを施す彼らの生活を支える義務があるとする一方で, しかし彼らの状態や利益を考慮すべし, 本当に貧しければ援助してやるべきだが, その場合も「団体に (*in comune*)⁸⁰⁾」援助してやるべきで, 個人を援助して, 私的な財産を持たせてはならぬとする. 私的な財産は賭博等の非行に走らせる危険があり, また彼らに教団を脱けて独り立ちする気を起こさせるかも知れぬ. 彼らがミサ等の聖務を行った場合, 真に困っていたら施しを与えよ. しかし必要以上のものを与えてはならない. また聖務を金で売ることは, ユダよりも劣る重罪だと非難, 60ミサ等の教会の習慣を批判する⁸¹⁾.

42. このように聖職者の行動を攻撃する反面, 俗人が聖職者批判を行うことを禁止する. 悪しき聖職者が行うミサを軽蔑するなとし, 誰が罪を犯しているか「判断することを控えよ⁸²⁾」と命じ, 「善はすぐ信じ, 悪を信じるのにはゆっくりせよ⁸³⁾」とすすめている⁸⁴⁾.

43. 第三部の(3)の他人への施しに関して, ii 教会や病院に寄進する場合, 新築よりも再建に援助する方が, 目立たなくて売名にもならず, しかも効果的に役立つ. 教会に壁画, 衣裳, 器具等を寄進するのは結構だが行き過ぎてはならない, 等と助言⁸⁵⁾.

44. 施しを行う時は「分別 (*discrezione*)⁸⁶⁾」が必要だ. 自分の財産に応じて行うべきで, 施しすぎて身内を泣かすな. 逆に困った時は乞食をして構わぬが, 無理にねだるなと忠告⁸⁷⁾.

45. 相手が困っていて、不正に使わず、金をかせげぬ時は施すべきだが、健康で丈夫で、どこかでかせげる可能性があれば、2～3度物を施した後に、やさしく「働いて、自分の汗で生きよ⁸⁸⁾」と忠告してやれと勧める。安易な施しのため、怠け者やばくち打ち等々が生じる⁸⁹⁾。

46. その続きで G. D. は囚人と監獄について述べ、監獄は悪人たちの手中にあるので、それ程悪質でない人々は釈放してやるべきだとする一方、極悪人はこの世から隔離して罪を後悔させるべきだとする⁹⁰⁾。

47. 修道院入りを決意している娘に持参金を与えて、殊勝な決意を妨げてはならない。修道院入りの折りは、衣裳代は援助しても良いが、持参金を与えてはならぬ。持参金を持って修道院入りする者、残念ながら、心がけの良い娘を収容できる修道院は少ない⁹¹⁾。それを与える者と受け取る者は破門される。

48. 巡礼には慈悲を与えるべきだが、浮浪者や住所不定者まで大事にする必要はない⁹²⁾。

49. 修業を妨げられぬよう、親戚に全財産を譲って修道院入りするのも一法だが、その場合に困った時には助けてくれなどと条件をつけるな。それでは世を棄てたことにはならぬ。親戚などには期待せず、神のみに期待して、謙虚に乞食せよ⁹³⁾。

50. 財産を分配する時は、困っている人に分配できるよう、賢明に処置せよ。代理人が横領することもあるので、自分が納得できるよう分別を働かせよ⁹⁴⁾。

51. 第Ⅳ部の(1)神に対して子供をどう育てるかに関して示した5つの方針の i で、屋内に宗教画や彫刻などを用意し、また乳母に子供を教会へ連れていかせて壁画を見せるなど、美術の効果を重視している⁹⁵⁾。

52. 同じ方針 i に関連して、「特に男子は、できるだけ敬虔な仕方では、必ず読み方を習わせる必要がある⁹⁶⁾」とする。ただし最近では聖職者の学校も市井の学校 (comune scuola) も悪化して有害なことを学んでくるので、下校したらすぐ、有害なことを矯正せよと注意。さらに、『詩篇』等の宗教的な読み物から、カトーやボエティウスやアウグスティヌスへと進んだ古人のやり方を、オウィディウスやウェルギリウスを通して、恋愛や異教崇拜を教える近年のやり方と比較。後者の有害さを非難して、人文主義的の古典教育を批判する⁹⁷⁾。

53. 第Ⅳ部(1)の方針 ii で、昔に戻すことは無理だとみとめつつも、服装は質素であれとし、習慣づけは3度目の出産に当たるとして、幼時からの習慣の重要性を説く⁹⁸⁾。

54. 前項で述べた3度目の出産、A. 出産、B. 洗礼、C. 習慣づけの内、B. に関して説くが、「洗礼に豪華を求めるな⁹⁹⁾」として、質素をすすめる。金糸入りのビロード等、当時の贅沢な習慣を列挙、その記述から豊かな市民生活が窮われる¹⁰⁰⁾。

55. 第Ⅳ部(1)の方針 iii 良き友と交われ、に関して悪友の及ぼす害を説いた後、ついでに乳母の選び方を論じる。正直、善良で、模範的生活を送る、年のいった女が良しとされている¹⁰¹⁾。

56. 前項の続きで、3才以後服装と帽子以外に男女の差があることを意識させるなどとし、25才の相手に不自然な仕方では、幼児とも接触するなどと命じる。5才までそうした仕方に慣れたら、

その後恥ずかしいと感じなくなると警告。また「父親は、娘が男の顔を好きにならぬよう、女の子に笑顔を見せるな¹⁰²⁾」、母親も男子が女性を好きになるような顔を見せるなと命じる。3才以後は、男女同じベッドや枕でねかせないこと。また一しょにふざけさせるな。男女別々に育てれば最高の子が育つとする。裸体に対してもきびしく、2才まではおむつでくるみ、以後も服を着たまま眠らせよと命じる。少くとも「すねの中ばをこえるシャツを着せよ¹⁰³⁾」とし、素肌を出すことを厳禁する¹⁰⁴⁾。

57. 第Ⅳ部(1)の方針iv 子供の遊びについての教えに関連して、子供を健康に育てるため遊びの必要性が説かれ、その場合も子供を神に導くような遊びが奨励される。当時の親が子をどんなに可愛がり、服の装飾やおもちゃ作りに熱心であるから細かく描写、その熱意を子の徳性をのばすために用いよと説く¹⁰⁵⁾。

58. 第Ⅳ部(1)の方針vは子供のことばに関するもの、冒瀆、不敬、侮辱、誓約などのことばを避けさせ、神を祝福させよとする¹⁰⁶⁾。

59. 第Ⅳ部(2)は、子を親に対してどう育てるかを説き、「地上で父母を敬う者は、天上で神と永遠の生命を敬う¹⁰⁷⁾」という理由で、両親への敬意こそ救済の基礎だとして、両親を尊敬することを教えこむように命令する。さらに具体的に3つの敬意すなわち、i 親の訓練(しつけ)を感謝すること、ii 両親の前で沈黙を守ること、iii 両親に敬意をこめて返事することを教えよと説いている¹⁰⁸⁾。

60. 前項のiに関して、余り強すぎない程度に打つことが効果的であるとし、この時「汝に感謝させよ¹⁰⁹⁾」と命じ、それは子が25才になるまで続けても良いとする。また、子供は両親のものだから、「好きな時に叩くことができる¹¹⁰⁾」とし、それが正当な罰の時は当然だが、たとえ不当でも、忍耐があれば感謝するのが当たり前だと述べ、親が子も恣意的に折檻する権利を認める¹¹¹⁾。

61. 子は親の前で沈黙を守るべきである。また必要あって物を言う時には、最後に *messer (padre), madonna (madre)* という敬称をつけ、物を問われたら *messer sì, messer no* と答えさせよ¹¹²⁾。たとえ親が間違っているでも許しをえた後、謙虚に敬意をこめて意見を述べさせよという。また子供は態度によっても敬意を示すべきで、許しなしに腰をかけてはならず、命令をうける毎に、お辞儀や会釈をさせよ。朝晩その他、日に数度親にあいさつして祝福を受けさせるべきだとする¹¹³⁾。

62. しかし親の子供に対する権利は無制限にみとめられてはいない。子が統治者や役人などの場合は、親よりも正義の命令を優先すべきで、聖職者は精神上の両親に従え¹¹⁴⁾とする。

63. G. D. は両親が子供に自分の所有物を認めることを厳禁する。たとえば父が自分の財産の一部を割いて子供に与え、子がその資本によって稼ぎ、自分の財産を作るという、当時多かったやり方に反対する。「俗物 (*il mondano*) ¹¹⁵⁾」はこれによって早くからお金を愛し、自分を矯正してくれる父の保護の下で商売の仕方を学べる、と弁護するが、それでは諸悪の根源である貪欲 (*avarizia*) を助長することになると真向から否定。そんなことでは子の魂は救えないと主張。

むしろ幼時から子供の得て来たものは、どんぐりであれ、親戚のくれた小遣 (mancia) であれ、全て親の手で管理せよと命じ、子供が、貯金箱、金庫、抽出しなどに自分のお金や持物を貯えたり、自分の持物だと主張することは禁じよと命じる。こうして子供が無欲に育つことを理想とする。さらにいかなる教団も家族以上の共同生活を営めないとし、子供に自分の持物を許す親は、修道士に私有財産を許す修道院長のごとく、泥棒を育てる者だと非難している¹¹⁶⁾。

64. 第Ⅳ部(3)子を彼ら自身に対してどう育てるかに関する、子が解放されるべき隷属状態の i 世俗の富への隷属に関連して、そのために支配の序列の転倒が生じるとしているが、G. D. が示している支配の序列の実例とは、法王—皇帝—王—伯—騎士—市民—馬丁の少年、または人間—天使—天体—動物—諸元素—無感覚の生物—大地。G. D. は法王が馬丁の少年に執着したり、人間が大地に執着して支配されてはならないとする¹¹⁷⁾。

65. 前項(3)の人間が解放されるべきものの ii の運命に対して、賢人は運命に左右されないとし、また困窮した人を助けておけば自分も困った時に助けてもらえるとする¹¹⁸⁾。

66. 前項(3)の iii の個人的、世俗的負債の B. 自然的恐怖に関連して、幼時から侮辱されても怒らず、すぐに許し、また他人を侮辱せず、万一こうした時はすぐ謝る習慣をつけよと説き、そうすれば復讐 (vendetta) が防げるし、武器や従者なしでどこへでも出入りできると説いている¹¹⁹⁾。

67. 前項(3)の iii の C. 借金による負債の対策として、不要の出費をせず、清貧を楽しむ習慣を身につけさせよとする¹²⁰⁾。

68. G. D. は前項の(3)の解放されるべき隷属の iv に結婚を挙げ、これも時には辛い束縛となるので、その前に慎重に考慮する必要があると説く。また結婚前は、女性の場合は当然で、今日も守られているので今さらいうまでもないが、男性も童貞 (verginità) を守るべきだとし、男女共 vergini 同志の結婚を行うべきだとする。なお母のない娘の身には危険が伴うとし、修道院でも聖職者に対して油断させるなど警告。なお結婚に関してふさわしくない相手とは、男性にとっては A. 身分の高すぎる相手、B. 法外な持参金付きの相手、C. 皆の求める美人の 3 種で、それによって女や親戚や嫉妬に身売りすることになるとおどかす。女性にとってふさわしくないのは、A. 立派すぎる家柄の男、B. 持参金目当てに結婚する男だとする¹²¹⁾。

69. 第Ⅳ部の(4)国家の必要とする人材の i 統治者に関して党派の害を力説。「天国には統一 (unità) の愛好者しか迎えられぬ¹²²⁾」と述べて、分裂、離間を策す人を批判する。G. D. は分裂より統一を好む¹²³⁾。

70. 同前 i 統治者を育てるためには、幼時から審判の訓練をさせると共に、文法、歴史およびいくらかの法律を学ばせよとすすめ、現在の統治者の無知とでたらめを嘲ける。さらに彼らがぼんやりせず気のつく人間になるように配慮すべきだとする¹²⁴⁾。

71. 続いて G. D. は、子に素質があれば同前 ii 防ぎ手の 3 種類の内のいずれかに育てよとすすめる。その A. 兵士の生活の墮落ぶりを指摘、また騎士は嘘をつくことが多く、正義を妨げる

場合が多いとして、騎士たちを非難する¹²⁵⁾。

72. 同前ii 防ぎ手のB. 弁護士について、G. D. は彼らが金銭に弱いことを批判。しかし支配階級が罪を犯したら、彼らこそ弱者の側について抵抗せよと説く¹²⁶⁾。

72. 同前ii 防ぎ手のC. 祈る人について、幼時から祈る習慣をつけさせよとし、よく祈る都市は幸せて、祈らぬ都市は不幸だと説く¹²⁷⁾。

73. 第Ⅳ部(4)の国家の人材のiii 働き手に関して、市には様々な職業が必要だとし、分業の必要を説く。その職業を選ぶに当っては、子供の素質を良く検討して、それに従うべきだ。素質に反したことをしても成果は乏しいとする。その理由として、神は全ての人々に各自に適した職業を与えており、それを交代することはできない。各人は「神秘的な身体¹²⁸⁾」中の分 (grado) を果たすべきでそれをこえてはならない。それによって、商業もアルテも国家も平和を享受するとする¹²⁹⁾。

74. 第Ⅳ部(5)の運命の変化の i 富裕→貧困に関しては、どんな境遇にあっても、子供に生計の手段をつけさせておけとすすめる、さらに賢明に育て質素に慣らすべし、また召使なしで自分の衣食が処理できるように訓練し、幼時から労苦 (fatica) に慣れさせよとする。さらに老人を敬い、金銭よりも年令、徳、知恵を重んじるように育てておけと勧告する¹³⁰⁾。

75. 同前のii の隷属状態として、捕虜、人質、投獄等の場合を想定、そのため幼時から様々な悪条件や不自由に親しませ、「田舎の農夫の子のように¹³¹⁾」育てよ、とすすめている¹³²⁾。

76. 同前のiii 病気への対策として、何でも食べること、特にまずいものを食べることに慣らしておくようにすすめる。病気になったら、早速秘蹟を受けて死にそなえる習慣を幼時から身につけさせよ、また病気の折は神に感謝させよと述べ、そのために絵などの美術品を用いることを助言し、あわせて死の時に助けとなる4つの事柄 (前章) を挙げ、死への準備を教えるべきことを説いている¹³³⁾。

4. G. D. の指針の特性と、それが目指す社会像

以上、なるべく網羅的に把握できるよう、重複をもちとわず、冗漫な紹介を行って来たが、最後にそこでみとめられる指針の特性をまとめると共に、それらがどんな社会像を目指しているかを考察しておく。

以上の指針もしくは意見は、大別するとイ)「家」の外側の社会や教会等と密接に関連しているものと、ロ) ほぼ「家」そのもののみに関連しているものに2分できるだろう。勿論そうした分類は厳密には区分しがたい場合も少くないが、一応の手順として、イ) からロ) へと考察を進めていきたい。

I. 先ず彼の全体的な社会像、あるいは世界像とはどんなものであろうか。彼は法王を頂点とする階級の序列 (前章の項目64, 以下の数字はすべて前章の項目を示す、ページ数は注を参照) および社会全体を1個の神秘的な身体 (corpo mistico) と見なす考え方(14, 73)を示すが、いずれ

も中世のごく常識的な考え方に従っているといえるだろう。つまりトミズムのスコラ哲学の世界像をその基盤にして各自がその分 (grado) を果たすべきだとしている¹³⁴⁾。

Ⅱ. こうした世界像を有するG. D. は当然社会と教会の現状に対して、きびしい批判を持っていた。社会に対しては、先ずその贅沢、華美を批判、目、鼻、舌等に注意を与え(4)、また洗礼の時の衣裳が豪華すぎる(54)や親が子供の玩具や服装のために精魂をつくすこと(57)を皮肉った箇所は、市民の生活の諷刺となっている(20, 40, 53も関連)。その他社会と「家」との関係についての主な指針としては、財産の配分、特に貧民への施しに関する助言がある。つまり貧民への施しは、市民の義務ではあるが、時には貧民の労働意欲を削ぐこともあるので、慎重な配慮を要することや、悪人に横領されて肝腎の貧民の手に届かないことのないよう注意すべきなどの助言(44, 45, 48, 50等)がある。G. D. は当時の教会人として当然だが、乞食をする権利をみとめ(25, 44, 49)、貧困の問題を余裕のある者の施しによって解決しようと考えている(65)。社会と「家」との関係についての指針の中で、ある意味で最も重要な問題があと1つ残っているが、それは社会にとって有為な人材をいかにして育てるかという広義の教育問題(69～75)である。G. D. は当然学校教育にも触れているが、修道院のそれをも含めた全ての学校に不満で、特に異教的な古典教育に対して極めて批判的である(52, 70)。

Ⅲ. 教会に関連した指針は、帰依者のB. が求めた魂の救済の問題と直接関係しているだけに、はるかに詳細で、かつ具体的である。G. D. が当時の聖職者階級に対して抱いていた不信感は、本書の至るところで感じられる(1, 5, 32, 37, 41, 63, 68等々)。たとえば主婦が告解師とどう接すべきかを説いた箇所(5)は、市民と教会との日常的な接触の現実の姿を伝えているが、G. D. は聖職者の人間的な弱さを明瞭に意識しており、事故を防ぐための予防処置を具体的に指示している。また一種の内部告発と見なしう程のきびしさで、自派をも含めた修道院や教会の現状を糾弾している箇所(32, 41)もある。G. D. が自らも属する聖職者階級に対して当面は余り期待を抱いていなかったと見るのが妥当だと思われる。

Ⅳ. G. D. はかなり強いことばで隙さえあれば信者を修道院へ入れたがる修道士を非難している(1)。彼はこの修道院入りの問題を度々扱っており(1, 10, 11, 28, 30, 32, 47, 49, 68等々)、勿論彼自身も修道士である以上、修道院入りをすすめる場合(10, 47, 49等々)もなくはないが、やはり1に認められるような、慎重な考慮をすすめている場合の方が多いようだ。たとえば親が「貧困、老令、病氣」などで手がはなせない場合(10)や、子供が幼すぎて母親を必要とする場合(11)は当然修道院入りを禁じているし、修道院はかえって危険だとして威嚇している箇所(32, 47, 68)さえある。G. D. のこうした態度の理由の1つは、勿論前述した聖職者階級の墮落だとみとめられるが、それで全てが説明し尽しうとは思われない。それに加え、G. D. が内心、在家信仰の可能性に、積極的な期待を寄せていたという事実を見落してはならないだろう。G. D. は、「額に汗して」パンを得る聖母マリアの姿に信仰者の理想像を見出しており(33)、またこの世には平安も救済も許されないとして悩みの持つ意味を強調(1～4)、働きながら祈ることをすすめ(27)、家庭内

で禁欲生活を行う方法を説く(28)など、彼が在家信仰に強い期待を抱いていたことを示す箇所は多いのである。

V 財産や施物に関しても、G. D. はいたずらに寄進や施しをすすめない。この点に関しては、正当な法律にもとづいて、遺産は先ず子供たちに分配せよ(34)、もしそれで余った分があれば寄進せよ(36)とするのが、G. D. の基本的方針である。G. D. は俗人の財産権をみとめるが、聖職者のそれは認めない。だから寄進する場合、個人にではなく「団体に (in comune)」援助せよと説き(41)、またその行き過ぎで聖職者が奢侈に走ることをおそれ(43)、修道院入りする娘に持参金を持たせることを厳禁(47)する。聖職者の基本的な生活手段は、10分の1税を基礎としているが、この税についてもG. D. の態度は柔軟で、その額も慣例にもとづき、相手の必要に応じて考慮しうるとしている(37)。

VI. 以上人材、財政いずれに関しても、G. D. の主張は、一方的に教会側に有利な要求を行っているのではなく、むしろ教会が社会や「家」から貪り過ぎるのことをいましめているといえそうである。ただし、悪しき聖職者が行ったミサ等の聖務を軽蔑してはならないとし¹³⁵⁾、俗人に聖職者批判を禁じる(42)とか、10分の1税の義務づけ(37)、修道院入りを妨害してはならないと命じる(47)など、断乎として譲れない一線があることを忘れてはなるまい。だが、それにもかかわらず、社会から人材や財産を収奪して、教会そのものを拡大しようとする態度はみとめられず、むしろ両者の境界を明確にして、その関係を簡明化しようとする傾向があることは、告解師との私的で親密な交際を主婦に禁じ(5)、洗礼やミサの簡素化を奨励し(41)、寄進の行き過ぎを制止している(34, 43)等々によって明らかである。

VII. ところでI. で見た通り、G. D. は当時としてはごく常識的な中世的世界像の持主だったから、それに対応する彼の「家」像も当然当時としては恐らくそれ以外は考えられなかった家父長的な家族像であった。多少の差はあっても、ローマ法、ゲルマン法等法律の伝統¹³⁶⁾も、こうした男性中心の家族制度を支持し続けており、G. D. がそれ以外の制度を支持するための足場は当時全くなかったといっても良いだろう。ただしカトリック教会が熱心に説いて来た生涯にわたる一夫一婦制度の理念が、その家父長権に微妙な影響を及ぼしていることは、後に見る限りである。ところで両者共中世的世界に適合した制度であるとはいえ、教会と「家」との間には、当然矛盾が生じうる。修道院入りや財産の寄進についてはすでに見た通りであるが、もっと日常的な次元で、「家」の掟と教会の教えとの間には小さな衝突が生じ勝ちであった。それは特に、信心深い妻と、さほど信心深くない夫との間で起ったもののようである。G. D. はそうした衝突について触れる以前に、一般原則として、万事において妻は夫の意向を優先すべきだ(20)としており、またさらに具体的に、断食(22)、教会参りや免罪(23)、勤行や祈り(27)などを、妻が夫の意向に逆ってまで実行することを禁じている。ただし教会参りに関しては、教会が定めた日曜をはじめとする多くの祭日には、たとえ夫が反対していてもお参りしなければならない(24)と命じている。こうした規定によって祭日の持つ重大な意味の再認識をせまられるのであるが、祭日を除く普通

の日には（たとえそれが断食日であろうと）、家庭内では父（＝夫）の意向が最優先されていることが分る。おそらくこうした勧告は、当時の市民にとって、常識的で穏健な判断に見えたものと思われるが、同時にそうした態度は、「家」と教会との関係を簡明化し、「家」の内部の秩序を尊重して、これにみだりに干渉を加えまいとする方針だと見なすことができるだろう。

Ⅷ. それでは G. D. は「家」それ自体に関して、どんな助言を行っているであろうか。L. B. アルベルティは家族の中に、従者や召使を含む¹³⁷⁾。G. D. は聖職者をも家族の一種のように述べた箇所¹³⁸⁾もあるが、これは貧民を「主人 (signori)¹³⁹⁾」と表現するのと同じ修辞の1手段に過ぎず、実際には家族に関して、夫婦と親子の関係を主に論じ、前述のアルベルティのように召使に触れている箇所はごく少なく（50の代理人、55の乳母）、むしろ、なるべく召使なしで生きられるように育てよと忠告しているのが注目される。夫婦および親子の関係の内では、後者に関するものが極めて多く（9～12, 31, 34, 35, 38～40, 51～54, 56～63, 66, 67, 69～72, 74～76）、しかもその内子供の教育に関するものが（上記の内51以後）多いために、本書を教育論だと見なす論者もある¹⁴⁰⁾。しかし他にも様々の要素を含んでおり、そうした要素が結構示唆に富んでいるように思われる。たとえば財産について、G. D. は、親の財産は特別な事情がないかぎり子に相続させるべきものとしている（34）が、その反面で、生前に財産を譲ってはならないとし（35）、さらに子が得た収入は全て親が取るべきだとして、貯金箱のごときものすら許さない（63）。親が存命中に、子供に商売の練習を行わせることさえも禁じ（63）、そうした試みは、食欲を助長するものだと非難する。読み書き（52）から、質素な習慣（53他）、職業訓練（69以下）その他もろもろのしつけや教育論が展開されているが、そこには親子関係において、親の権威を絶対視する考え方が一貫していると見て良いだろう。ただ子が統治者であったり、聖職者である場合には、彼は親以上に従わねばならない権威や指導者を持つが（62）、そうでなければたとえ親が誤っている場合でも体罰を喜んで受け入れ（60）、許しをえなければ親の誤った意見を訂正することも許されないとする（61）。滑稽なのは、子が異性好きにならぬよう、異性の親は笑顔を見せてはならないとか、肌を出さぬようにして性を意識させるなどという規定（56）で、夫婦間の禁欲に関するこまごまとした規定（28）に対応するものである。G. D. は財産に関して、家庭内では修道院の内部以上に共同生活を営むことが可能だと述べたが（63）、教育全般にわたっても、G. D. は同じような修道院化を「家」に期待していたといえる。なお子供の結婚に関しては、当時の持参金制度を認めているものの、男子には高すぎる身分の相手、高すぎる持参金つきの娘、美人すぎる娘との結婚を不可とし、女子には、やはり高すぎる身分の相手や、持参金目当ての男を避けるように命じている（68, 38）。G. D. は明らかに身分上のバランスを最も重視しており、それは生活する上でも賢明な助言であったことは否定できないが、同時に固定された身分制度を支持していると見て良いだろう。

Ⅸ. 夫と妻の関係については、親子関係程の厳格さはみとめられない。勿算夫の意向は重視され、すでに見た信仰の諸問題や、旅行、外出、その他もろもろの事柄において、夫の権威は重視されなければならない（7, 19, 20, 23等）。しかし一夫一婦制の理念が、夫の権利に様々の制約を加

える。先ずG. D. は、男女純潔な者同志の結婚を良しとし(68)、また長期の別居の際、夫は妻の同意を必要とするとし(19)、夫が裏切った場合は、妻は隷属の義務から解放されるし、もし同居を続ける時は、改めて持参金の契約を結び直すことができる(30)とさえされている。なお妻の収入は一応夫のものとされるが(24)、持参金以外に個人的な財産を所有して、自由に用いること(25, 30)も認められており、また時には夫に代って経済活動も行いうるし(21)、異端者や不信者の夫は棄てるべき(26)だともされていて、相当個人の意志が働く余地が認められている。本来女性の方が節制の力が強いと評価(19)しているG. D. は、「家」における女性の指導力を大いに期待していたと見て差支えないだろう。

X. 以上の結果を眺めると、聖職者階級に余り期待をよせることのできなかった G. D. は、混乱した社会を再建する役割を、かなり「家」に肩代りさせていると見なせそうである。特に彼は「家」の教育的機能を重視し、それをフルに活用することで、次代の混乱の根を断とうとしていたように思われる。その場合、「家」の秩序を強化する必要がある、その際考えられる唯一の「家」の形態が家父長的なものであったため、父権および夫権の強化こそ、有効で現実的な方法だと確信していたようである。しかし社会や教会が混乱しきっている状況の中で、「家」のみが健全に機能しうるとは考えられない。たとえば彼が説いているような仕方では、徳性をそなえた統治者や防ぎ手や働き手を育てることが可能であろうか。Ⅷで見たような指針では、集団や「家」の構成員の側面が強くて、個人の形成という側面は弱く、自らの良心に従って自己を規制しうる個人の出現は余り期待されない。むしろ婦人に対して現世の苦悩の意義を説いた箇所(1, 2, 3, 4, 8, 13, 30, 33)に、「家」の利害にさえ衝突しかねない個人の姿が感じられる。しかしG. D. は「家」と個人の矛盾をあくまで調停者的に受けとめ、しかもすでに多様に用意された問題解決のパターンのいずれかを適用することによって処理しようとする。

XI. 本書を教育論として捉え、その有効性を考える時は、当然以上のような疑問が生じ、G.D. が混乱した社会の中で、「家」にのみ、非現実的な期待をよせているという印象は否みがたい。しかし本書を別の角度から見る事が可能である。つまり本書が「家」と教会との関係を考察して、それを再調整しようと試みた著作として眺めるならば、先の印象とは一転して、現実的で先見性に満ちた作品という印象が生じる筈である。15世紀当初のイタリア諸都市の市民たちは、14世紀の危機の体験を通して、かつての発展の夢は砕かれ、生きのびるための基盤がために必死の状態であった。この場合「家」こそ彼らが依拠する最大の砦であり、その結束は今までなく要求されていた。経済活動も、土地や不動産への投資を重視する堅実なものに変わりつつあった。G. D. はそうした流れに逆わず、むしろそれを助長する教えを説く。それは一見社会との妥協のようであるが、こうした流れの行きつく先が、社会の保守化、あるいはさらに再封建化であるならば、教会にとって、決して不利なものとはならない筈である。彼の指針は、イタリア社会の再封建化を支持し、助長している点において、教会にとっては非現実的どころか、何世紀もの先までを予見した、恐ろしいばかりの洞察の書であり、まさに福者¹⁴¹⁾の書とも評価されうるだろう。だ

が、勿論そんな大げさな評価は滑稽で、真価はおそらく2つの評価の間にあるのだろう。つまり G. D. はさし当り社会をほんの少し落着いた秩序あるものにするために、「家」と教会との関係についても、両者がわずかず譲歩し合うことを提案しているのだ。その提案は当面の現実在即した一打開策にすぎなかったのであるが、しかしそれなりに当時の常識を納得させるに足る説得力を持ち、妥当性を持っていたものと思われる。（終）

※

- 1) L. B. Alberti, *I libri della famiglia*, a cura di R. Romano e A. Tenenti, Torino 1969, pp. 210-11.
- 2) 本論のテキストには、Beato Giovanni Dominici, *Regola del governo di cura familiare*, con prefazione di P. Bargellini, Firenze 1927 を利用。なおこの作品のテキストとしては、Donato Salvi の監修によって1860年にフィレンツェから刊行されたものが最も権威あるとされているが、本論は言語や文体については触れないので、フィレンツェ史に詳しい P. Bargellini が表記に多少手を加えて読みやすくした上記のテキストを利用している。
- 3) V. Lugli, *I trattatisti della famiglia nel quattrocento*, Bologna-Modena 1909, p. 46.
- 4) 注2)のP. Bargellini の Prefazione p. III.
- 5) Carlo Delcorno, *La predicazione nell'eta comunale*, Firenze 1974, pp. 12-19.
- 6) Dante Alighieri, *Paradiso*, Canto XXIX 115~7に冗談で笑わせる修道士が歌われる。
- 7) L. B. Alberti, op. cit., p. 211.
- 8) Giovanni di Pagolo Morelli, *Ricordi*, a cura di V. Branca, Firenze 1969. pp. 285-6. なお約束が果たされなかった理由は、その後フィレンツェ市と G. D. との関係が悪化したためと見なされている（注3)の Lugli の著書の p. 41, および注8)の Morelli の書の p. 286 に加えられた V. Branca の脚注参照）。
- 9) たとえば第1日目の第1話のチャッペレットの話、第3日目の第10話隠遁修道士が処女アリベックをだます話など。
- 10) 以下の記述は Pino da Prati, *Giovanni Dominici e l'umanesimo*, Napoli 1974, の pp. 11-36. にもとづいている。
- 11) *ibid.* pp. 16-7. によると G. D. はこの運動のために、讃美歌を作り、またその著書『ペルージャへの道 (Iter Perusinum)』でも高く評価しているようだ。
- 12) 聖地がエルサレムだとすると、余りにも簡単すぎるようだが、古来サンタ・マリーア・ノヴェッラ修道院は東方と関係が深く、G. D. も “potè realizzare questo pio disegno.” と記されている (*ibid.* p. 17).
- 13) *ibid.* p. 24 また C. Varese の監修による *Prosatori volgari del quattrocento*, Milano-Napoli 出版年不明, pp. 21-40 には簡にして要を得た G. D. の紹介と、本作品からの抜粋が収録されているが、そこに Poggio Bracciolini が偽善のかどで G. D. を攻撃したことが記されている。
- 14) たとえば *Dizionario critico della letteratura italiana*, Vol. II, diretto da V. Branca, Torino 1974 は、G. D. と初期人文主義者特にサルターティとの論争を6ページ余りものページを割いて紹介、また注10の P. da Prati の論文は主にこの論争に関する人文主義研究者の見解をまとめたもので、1965年の初版の後1974年に再版されている事実から考えて、G. D. とこの論争への関心は強まっているようである。なお G. D. の問題の書 *Lucula Noctis* を『夜の森』と訳した邦訳書があるが、注13)の Varese 監修の書物の p. 22 には *Lucciola della Notte* とイタリア語訳されているので、普通のラー伊、ラー英等の辞書には見られないこの *Lucula* ということばは、螢と訳すべきではないだろうか。
- 15) 注2)のテキストの p. 1
- 16) *ibid.* p. 6.
- 17) *ibid.* p. 5.

- 18) 1 の出典は *ibid.* pp. 4-5. 以下各段の末尾の注はその段の出典を示す.
- 19) *ibid.* pp. 20-25.
- 20) *ibid.* pp. 29-33.
- 21) *ibid.* pp. 35-48.
- 22) *ibid.* p. 44. なお *salvatica* は *selvatica* の <*tosc.*>.
- 23) *id.*
- 24) *ibid.* p. 45.
- 25) *ibid.* pp. 44-46.
- 26) *ibid.* p. 48.
- 27) *ibid.* pp. 46-48.
- 28) *ibid.* pp. 48-49.
- 29) *ibid.* p. 49.
- 30) *id.*
- 31) *ibid.* pp. 49-50.
- 32) *ibid.* p. 50.
- 33) *ibid.* p. 61.
- 34) *ibid.* pp. 61-62.
- 35) *ibid.* p. 64.
- 36) *id.*
- 37) *id.*
- 38) *ibid.* pp. 66-67.
- 39) *ibid.* p. 67.
- 40) *ibid.* p. 68.
- 41) *ibid.* pp. 68-69.
- 42) *ibid.* p. 68.
- 43) *id.*
- 44) *id.*
- 45) *ibid.* pp. 68-69.
- 46) *ibid.* p. 69.
- 47) *ibid.* p. 70.
- 48) *id.*
- 49) *ibid.* pp. 70-71.
- 50) *ibid.* p. 71.
- 51) *id.*
- 52) *id.*
- 53) *ibid.* pp. 71-72.
- 54) *ibid.* p. 72.
- 55) *id.*
- 56) *id.*
- 57) *id.* なお L. B. Alberti, *I primi tre libri della famiglia*, Firenze 1946 pp. XXXV-VII. の「アルベルティ家の人々の伝記に関する短いノート」によると, Messer Antonio (1363年7月生れ, 1415年11月没) は, 又従兄の Messer Benedetto と共に, チオンピ反乱後のフィレンツェで一時期活躍, 1384年に21才の若さでプリオーレに就任, また詩人や数学者としてもすぐれ, その別荘に教養人を集めて, 対話

の書として著名な『パラディーゾ・デッリ・アルベルティ』の舞台を提供、自らもその対話に参加したとされる。ルッカ出身の名家の娘バルトロメーアとは1389年6月20日に結婚した。彼とその弟アルトビアンコは、アルベルティ家の他の人々よりも追放処分を受けることが遅れ、彼は1400年11月に、「地区の旗手」という要職に選出されているほどである。しかし任期終了後、亡命者と陰謀を企てたかどで逮捕され、拷問の末追放され、その後は主にボローニャに住んだとされる。ボローニャで夫人を裏切るような行動があったかどうか不明だが、当代きっての知識人の1人と見て差支えなさそうである。

- 58) *ibid.* p. 73.
- 59) *id.*
- 60) *ibid.* pp. 72-75.
- 61) *ibid.* p. 75.
- 62) *id.*
- 63) *ibid.* p. 76.
- 64) *ibid.* pp. 75-77,
- 65) *ibid.* p. 77,
- 66) *id.*
- 67) *id.*
- 68) *ibid.* pp. 83-84.
- 69) *id.*
- 70) *ibid.* pp. 84-86.
- 71) *ibid.* p. 89,
- 72) *id.*
- 73) *ibid.* p. 86. および pp. 88-89. 10分の1税についての記述は2回に分かれる。
- 74) *ibid.* p. 87.
- 75) *id.*
- 76) *id.*
- 77) *id.*
- 78) *id.*
- 79) *ibid.* pp. 87-88.
- 80) *ibid.* p. 90.
- 81) *ibid.* pp. 90-94.
- 82) *ibid.* p. 94.
- 83) *id.*
- 84) *id.*
- 85) *ibid.* pp. 94-95.
- 86) *ibid.* p. 95.
- 87) *id.*
- 88) *ibid.* p. 96.
- 89) *ibid.* pp. 95-96.
- 90) *ibid.* p. 96.
- 91) *ibid.* pp. 96-97.
- 92) *ibid.* p. 97.
- 93) *ibid.* pp. 98-00.
- 94) *ibid.* p. 100.
- 95) *ibid.* pp. 101-105.

- 96) ibid. p. 103.
- 97) ibid. pp. 103-105.
- 98) ibid. pp. 105-109.
- 99) ibid. p. 108.
- 100) ibid. pp. 108-109.
- 101) ibid. pp. 109-112. 乳母の選び方は p. 111.
- 102) ibid. p. 111.
- 103) ibid. p. 112.
- 104) ibid. pp. 111-112.
- 105) ibid. pp. 112-117. くわしい描写は p. 117.
- 106) ibid. pp. 117-120.
- 107) ibid. p. 120.
- 108) ibid. pp. 120-123.
- 109) ibid. p. 121.
- 110) id.
- 111) ibid. pp. 121-122.
- 112) ibid. pp. 122-123.
- 113) id. および pp. 129-130
- 114) ibid. p. 124.
- 115) ibid. p. 125.
- 116) ibid. pp. 125-127.
- 117) ibid. pp. 130-132.
- 118) ibid. p. 118.
- 119) ibid. p. 135.
- 120) ibid. pp. 135-136.
- 121) ibid. pp. 136-138.
- 122) ibid. p. 138.
- 123) ibid. pp. 138-139.
- 124) id.
- 125) ibid. pp. 139-140.
- 126) ibid. pp. 140-141.
- 127) ibid. p. 141.
- 128) ibid. p. 142.
- 129) ibid. pp. 141-142.
- 130) ibid. p. 143.
- 131) ibid. p. 144.
- 132) id.
- 133) ibid. pp. 144-147.
- 134) Achille Tartaro, *Il primo quattrocento toscano* (Letteratura Italiana Laterza 11), Bari 1971, p. 71.
でも、「学説における立場は（中略），明らかにトマスに由来している（di chiara derivazione tomistica）」と指摘されている。ガレンはその著『イタリアのヒューマニズム』（東京1981，清水純一訳，p. 30）の中で「彼（G. D.）のトマスの前提にはその知的行程の批判に疑わしい点があり」と評した。
- 135) 破戒聖職者の聖務の効力を認めるか否かの問題は，教会改革運動の最大の問題点で，教会の公式の立場はそれを認めるべきだとしてきたが，グレゴリオ七世ら，教会改革派の中にはこれを否認した人々も少

くなかった。G. D. は断乎正統の立場に立っている。堀米庸三，正統と異端，東京 1964，第4章 グレゴリウス改革と秘蹟論争 pp. 84-141 等がこの問題を解説している。

- 136) Enrico Besta, *La famiglia nella storia del diritto italiano*, Padova 1933, pp. 76 sgg. はイタリア家族における父権について論じ，特に p. 83 で，古代アーリア人種がローマ法の父権に対応する権力をみとめていたことを示す。
- 137) 注1)のテキスト p. 226 の *famiglia* の定義では家族とは（家長の他に）“i figliuoli, la moglie, e gli altri domestici, famigli, servi” である。
- 138) 注2)のテキストの p. 90.
- 139) *ibid.* p. 86.
- 140) たとえば注134)の著者は，これを “*opera educativa per un’educatrice*” と呼ぶ。なお同書の pp. 12-16 の抜粋は，注13)の著書の抜粋から一部を孫引きしたもの。13)の抜粋は，イ) 第IV部の(1)の神に対する育て方として示された5つの方針の i 美術による宗教教育や読み書き教育の必要，学校の問題点，ii 服装が質素であるべきことなどを説いた箇所，ロ) 市民としてすぐれた人材の育て方を説いた箇所以降最後まで2つの部分より成っている。それ故13)の著者も本書の中で教育論的部分を，最も重要視していることが分る。
- 141) 注10)の p. 28 によると，G. D. は1832年4月9日，法王グレゴリオ十六世によって，福者の列に加えられた。

（本論は昭和57年度文部省科学研究費一般研究(C)による研究の一部である。）